虐待防止のための指針

医療法人　財団明理会
越谷ロイヤル訪問看護ステーション

1.事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、医療福祉の増進に努めます。組織体制、内容等について本指針を定めるとともに、運営規程 １６条に明示します。

2.虐待の定義

「虐待」とは、①養護者による虐待、②当事業所職員等による虐待をいいます。

「高齢者虐待」の類型は下記の５つである

（1）　身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。（蹴る、殴る、たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等）

（2）　性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

（性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌や DVD を見るように強いる、裸の写真や映像を撮る 等）

（3）　心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（「そんなことをすると外出させない」など 言葉による脅迫、「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。成人の利用者を子供扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等）

（4）　ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前（3）に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。（自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置、病気の看護を怠る、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等）

（5）　経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

（利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分）

３、虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

（１） 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする

（２） 委員会の委員長は、法人内の管理職とする

（３） 委員会の委員は、委員長が法人内より 5～6 人程度選出するとする

（４） 委員会は、年 1 回以上、委員長が必要と認めた時に開催する

（５） 委員会の審議事項

- 基本理念、行動規範等、職員への周知に関すること
- 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること
- 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること
- 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること
- 苦情解決、成年後見制度の活用に関すること
- 虐待発見時の対応に関すること
- その他人権侵害、虐待防止に関すること

４、虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、定期的な研修（年１回以上）を実施するものとする。研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。研修実施内容は、都度委員会において記録し保管します。

（１） 定例開催　全職員に対し、年１回以上の研修会を実施

（２） 研修方法　「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会への参加、母体病院医療安全委員会での研修内容を活用する

（３） 全員参加できるよう業務の調整

５、虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

（１）虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待が職員であった場合は、役職位等の如問わず、厳正に対処します。

（２）緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6、虐待が発生した場合の相談報告体制

（1）利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。

相談窓口　　管理者　大田　真紀子

（2）事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

（3）事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。

（4）事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

- 利用者担当の居宅介護支援事業所
- 利用者地域管轄の地域包括支援センター
- 越谷地域包括ケア課　048-963-9163
- 埼玉虐待通報ダイヤル　電話　＃7171（24 時間 365 日受付）

7、成年後見制度の利用支援

利用者家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

越谷市成年後見人制度

8、虐待等に係る苦情解決方法

（1）虐待等の苦情相談については、苦情受付担当は受付けた内容を管理者に報告します。

（2）苦情窓口で受付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。

（3）対応の結果は相談者にも報告します。

9、本指針の閲覧

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるよう施設内に管理しています。

10、その他虐待の防止の推進のために必要な事項

他機関、母体病院、越谷市訪問看護連絡協議会、越谷市介護保険連絡協議会、越谷市など他機関との連携の機会、及び同団体その他の機関が開催する研修会や情報交換などに積極的に参加し、利用者の権利擁護に関わる研鑽を常に図ります。

本指針は 2023 年 12 月 1 日より施行
本指針は 2024 年　3 月 1 日　改訂
本指針は 2025 年 10 月 1 日　改訂
本指針は 2026 年 10 月 1 日　改訂